

預金保険法第80条に基づく業務及び財産 の状況等に関する報告書（補遺）

平成15年3月20日

株式会社 石川銀行

金融整理管財人

I. はじめに

当行は、平成13年12月28日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受け、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人としましては、預金保険法第80条に基づく「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成提出命令」を受け、就職の後遅滞なく当行が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につき調査を行い、平成14年4月18日に報告書を提出しました。

その後、金融整理管財人は、預金保険法第83条に基づき、当行の旧経営陣に対する民事上・刑事上の責任追及に関する措置を行いましたが、本報告書は、同措置に関して、上記報告書の補遺として提出するものです。

II. 旧経営陣に対する責任追及に関する措置について

1. はじめに

株式会社石川銀行の金融整理管財人は、当行の旧経営陣、すなわち、取締役若しくは監査役又はこれらの者であった者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置を行うとともに、犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置を行うことが職務とされていることから（預金保険法第83条）、就職後直ちに、預金保険機構から派遣された法曹関係者や実務精通者を中心に構成した内部調査事務局を設置し、精力的に調査を行ってきました。

この内部調査事務局の調査結果を踏まえ、慎重に検討を重ねた上で、以下に述べる責任追及に必要な措置を講じました。

2. 責任追及の対象とした不正融資案件について

(1) 事案の概要

本件は、平成12年9月22日、高木茂、川口睦及び藤田道彦が、返済可能性がなく、かつ、担保も大幅に不足しているにもかかわらず、石川銀行から㈱カントリークラブザ・ファーストに対して57億円を融資させ、回収を著しく困難にさせて、同行に多額の損害を与えた不正融資案件です。

本件融資については、第1回目の返済期日である平成13年10月から延滞に陥り、その後同年12月に1000万円が返済されたのみで、残額56億9000万円は現在も未回収となっております。

(2) 本件不正融資の背景事情

① 石川銀行と三島グループの関係

本件融資先である㈱カントリークラブザ・ファーストは、石川銀行の大口取引先の一つであった三島グループに所属する企業です。

石川銀行は、顧問弁護士に三島グループ会長の三島知和を紹介してもらい、三島グループに同行の取引先の一つでそれまでの融資が不良債権化していたホテルの経営を引き受けてもらったことを契機として、以後、三島グループ企業に債権買取資金等を融資して同行の不良債権を引き受けてもらい、不良債権の隠ぺいを図るとともに、三島グループ側は、石川銀行からの不適切な融資等を通じて自らの企業活動の資金を得るなど、両者は依存関係にありました。

② 本件融資に至る経緯

昭和61年ころ、ナショナルエンタープライズ㈱は、ゴルフ場経営に乗り出

すことを計画し、石川銀行や他の金融機関等から用地買収資金や工事代金等の融資を受けるとともに、ゼネコンにゴルフ場開発工事を依頼しました。

しかし、いわゆるバブル景気の影響で土地が高騰し、ゴルフ場用地確保だけで予定を大幅に上回る費用がかかり、追加融資等も実行されましたが、やがてバブル景気が崩壊して、ゴルフ会員権価格や地価が下落する中、他の金融機関等は追加融資を打ち切り、ゴルフ場開発事業から撤退していきましたが、石川銀行は融資を継続しました。

そして、平成9年に至ってようやくゴルフ場がオープンしましたが、ゴルフ場の経営は当初から営業赤字が続き、ゴルフ場の会員権も思うように売れず、廉価販売を余儀なくされるという状況にありました。

その結果、平成11年12月に実施された石川銀行に対する日銀考查では、ナショナルエンタープライズ㈱が破綻懸念先に認定されました。このままで三島グループ全体が破綻懸念先以下に認定され、それまで同グループを通じて行ってきた不良債権隠しや不適切融資などが露見するおそれが生じたことから、ナショナルエンタープライズ㈱が破綻懸念先であるとの認定を覆すことを目的として、本件融資が実行されました。

すなわち、三島グループ内に㈱カントリークラブザ・ファーストなる別会社を設立した上、ナショナルエンタープライズ㈱が㈱カントリークラブザ・ファーストにゴルフ場を法外な価格で売却し、その売却代金でナショナルエンタープライズ㈱の債務を整理するという計画の下に、石川銀行が㈱カントリークラブザ・ファーストにゴルフ場の購入資金等として57億円を融資したものです。

3. 民事責任追及について（事件番号金沢地方裁判所平成15年（ワ）第143号）

（1）損害賠償請求訴訟の提起

金融整理管財人は、平成15年3月20日、本件不正融資案件について、取締役に課せられた善管注意義務に違反しているなどとして、高木茂、川口睦及び藤田道彦の3名の元取締役に対して総額10億円の支払を求める損害賠償請求訴訟を金沢地方裁判所に提起しました。

本件不正融資額は57億円ですが、融資金のうち約29億円がナショナルエンタープライズ㈱などに対する従前融資の回収分として石川銀行に還流しているため、これを除いた約28億円を実損害額と評価した上、上記元取締役3名の全財産から回収できると見込まれる金額などを考慮して、損害額の一部請求として10億円の支払を求める訴えを提起しました。

(2) 保全処分

金融整理管財人は、上記損害賠償請求訴訟の提起に先立ち、平成15年3月18日付けで前記元取締役3名の責任財産である不動産に対して仮差押決定を受けるとともに、同月19日付けで高木茂及び藤田道彦が石川銀行に預け入れている預金債権と損害賠償請求権の一部を対等額で相殺して、損害賠償請求権の保全措置を講じました。

4. 刑事責任追及について

金融整理管財人は、本件不正融資案件が、商法違反（特別背任）にも該当すると思料したことから、平成15年3月16日、同案件につき、石川県警察本部長及び金沢地方検察庁検事正に対して前記元取締役3名を刑事告訴しました。なお、前記元取締役3名は、同日、商法違反（特別背任）の容疑で逮捕され、現在も捜査が継続中です。

5. 今後の対応

これまでの調査の結果、旧経営陣に対する責任追及については、前記のとおり民事訴訟を提起するとともに、刑事告訴をしました。今後、民事責任追及は株整理回収機構が引き継いで訴訟遂行し、刑事案件は司直の手に委ねることになりますが、旧経営陣に対する責任追及はこれらの機関の手によって引き続き行われることになります。なお、金融整理管財人は、これまでの調査結果について、株整理回収機構に対して、調査資料を引き継ぐとともに、旧経営陣に対する損害賠償請求権を譲渡する予定であり、また、捜査機関に対しては、既に捜査に必要な資料を提出するとともに、調査結果を情報提供しております。

以上